

金沢市建設工事に係る制約付き一般競争入札実施要綱

(平成15年4月1日決裁)

改正 平成16年4月1日決裁

平成17年4月1日決裁

平成18年4月1日決裁

平成19年4月1日決裁

平成20年4月1日決裁

平成22年3月31日決裁

平成23年3月31日決裁

平成25年3月19日決裁

平成29年3月27日決裁

令和3年3月22日決裁

令和7年3月28日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、建設工事の請負契約に係る制約付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により行う一般競争入札をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制約付き一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が200万円を超える工事とする。ただし、災害等により緊急に工事を発注する必要がある場合その他市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格者)

第3条 入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年告示第320号）第5の1に規定する建設工事の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領（平成19年4月1日決裁）に基づく指名

停止期間中でないこと。

(3) その他監理課長が工事ごとに次に掲げる事項につき、金沢市契約規則（平成 15 年規則第 1 号）第 50 条の規定により設置された金沢市入札契約手続審査委員会（以下「審査会」という。）に諮って定めた基準に適合していること。

ア 対象工事についての本市建設工事の入札参加資格業種

イ 対象工事の業種に係る工事契約事務取扱要領に規定する等級又は総合審査数値

ウ 対象工事に係る業種についての建設業法第 3 条第 1 項の許可に係る営業所の所在地

エ 対象工事に係る業種についての建設業の許可の内容

オ 対象工事と同種又は類似の工事の元請け施工実績（原則として 15 年以内の実績

とし、かつ共同企業体の構成員としての実績の場合は、原則として出資比率が

20% 以上の場合の実績とする。）の内容

カ 対象工事に必要な資格及び経験を有する監理技術者の状況

キ その他対象工事の発注及び施工について必要な事項

（入札参加資格要件の決定等）

第 4 条 監理課長は、対象工事を発注する工事主管課長と協議のうえ前条第 3 号の基準の案を作成し、あらかじめ審査会に諮るものとする。ただし、設計金額が 1,000 万円未満の工事については、これを省略することができる。

2 対象工事に係る基準は、審査会の議を経て、市長が決定する。

（公告）

第 5 条 市長は、第 3 条に規定する参加資格要件のほか、対象工事の概要、入札参加申請の手続及び技術資料の記載方法等について定め、金沢市契約規則第 3 条の規定に基づき公告するものとする。

（競争参加申請書等の提出等）

第 6 条 対象工事の入札に参加しようとする者は、前条の規定による公告に定める期限までに、競争参加申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。この場合において、競争参加申請書を提出しようとする者が特定建設工事共同企業体であるときは、競争参加申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書（副本）

(2) その他市長が別に指定する書類

2 市長は、前項の規定により提出された競争参加申請書を受け付けたときは、当該競争参加申請書を提出した者に対して申請を受け付けた旨の確認の通知を行うものとする。

3 第1項の規定により競争参加申請書を提出した者は、競争参加資格確認申請書（様式第2号）及び次に掲げる書類（以下「資格確認申請書等」という。）を入札日までに用意しておかなければならない。

（1）同種・類似工事の施工実績及び配置予定技術者の資格調書

（2）その他市長が別に指定する書類

（入札の執行等）

第7条 市長は、入札を執行し、開札した結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者）を落札候補者としてその商号又は名称及び入札金額を明らかにするとともに、入札参加資格の審査を行ったうえで後日落札の決定を行う旨を宣言し、又は電子入札による申込みをした者に通知して落札の決定を保留するものとする。

2 最低の価格をもって申込みをした者が2人以上あるときは、直ちにこれらの者にくじを引かせ、第一順位となったものを落札候補者とする。

3 前項の場合において、当該最低の価格をもって申込みをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

（競争参加資格確認申請書等の提出）

第8条 落札候補者とする旨の宣言又は電子入札による通知を受けた者は、市長が指定する日時までに、資格確認申請書等を提出しなければならない。

2 落札候補者が前項の市長が指定する日時までに資格確認申請書等を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の入札は、無効とする。

（入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第9条 入札参加資格の審査は、入札の執行の順により行うものとする。

2 市長は、落札候補者の入札参加資格を審査し、当該資格を有していると認めるときは、落札者として決定し、その旨を当該落札者に通知する。

3 前項の規定による審査において、落札候補者が入札参加資格を有していないと認める

ときは、当該落札候補者を失格とし、その旨を当該落札候補者に通知する。この場合においては、第7条第1項の開札した結果における次順位であった者を新たな候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。

- 4 前2項の規定は、落札者が決定するまで順次適用するものとする。
- 5 第2項の規定による審査は、前条第1項の規定により提出された資格確認申請書等により行うものとする。
- 6 入札参加資格の審査は、資格確認申請書等が提出された日の翌日から起算して原則として2日（その日が金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の機関の休日に当たる場合は、当該休日を除く。）以内に行うものとする。
- 7 市長は、第3項前段の規定により落札候補者を失格としようとするときは、審査会の審議を経なければならない。
- 8 市長は、第3項前段の規定による通知に当該落札候補者が入札参加資格を有していないと認める理由を付すとともに、当該通知に定める期限までに金沢市契約規則第53条の規定による苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

（入札執行前の入札参加資格の審査）

第10条 第6条から前条までの規定にかかわらず、その規模又は性質により入札の執行の前に入札参加資格の審査を行う必要があると特に認める対象工事については、別に定める入札参加申請、入札参加資格の確認等の手続によることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則（平成16年4月1日決裁）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 19 日決裁）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日決裁）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。